

岩手県消費者施策推進計画について

1 経緯

平成 17 年 3 月に策定した「岩手県消費生活条例」を具体的に展開し、条例が目的とする消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、県民の消費生活の安定及び向上に資するため、行動計画として平成 17 年度に策定し、平成 22 年度に改定している。

2 現行の「岩手県消費者施策推進計画」

政策課題

1 商品やサービスに起因する消費者事故の回避

- (1) 商品やサービスについて、消費者事故を回避するため、引き続き安全上必要な基準を確保することが必要。
- (2) 消費者庁を始めとした関係機関との連携により、消費者事故等の情報の収集や共有を図るとともに、再発・拡大防止、未然防止に取り組む必要がある。

2 不公正な契約などに基づく消費者トラブルの未然防止

- (1) 商品やサービスの性能や効果について誤解がないようにするため、引き続き商品やサービスの選択にあたって必要な情報が表示されること及び不当な表示がなされないようにすることが必要。
- (2) 消費者と事業者との間の適正な取引を確保するため、引き続き契約締結に際しての消費者トラブルの未然防止に取り組む必要がある。

3 消費者自身による自主的・合理的な行動

- (1) 消費者自身が被害に遭わないための力量を持ち、引き続き自主的・合理的な行動ができるようにするための支援が必要。
- (2) パソコンや携帯電話が普及する中、高度通信社会の進展に的確に対応した消費者教育が必要。

4 消費者被害や多重債務問題の解決

- (1) 商品先物取引や金融商品など、複雑な消費者トラブルにも対応して行く必要がある。
- (2) 多重債務相談について更に周知を図るなど、多重債務問題の法的な解決・生活再建に向け、関係機関と連携して取り組む必要がある。

5 解決力の高い消費者行政の実現

- (1) 市町村の相談体制の整備を支援するとともに、市町村と連携し、消費者行政を推進する必要がある。
- (2) 関係機関それぞれが役割を分担しながら、全県的なネットワーク機能を充実させ、消費者被害の救済や防止に向けた解決力の向上が必要。

実施施策

1 商品やサービスの安全確保

- (1) 監視指導及び検査の徹底
- (2) 消費者事故の調査・公表
- (3) 生活関連物資の安定供給・価格の安定化

2 消費者と事業者との取引の適正化

- (1) 規格・表示の適正化の推進
- (2) 消費者契約の適正化の推進

実施施策（続き）

3 消費者に対する有用な情報や教育機会の提供

- (1) 情報の提供
- (2) 教育の機会提供
- (3) 高度情報通信社会の進展への対応
- (4) 環境に配慮した消費生活の推進

4 消費者被害の救済

- (1) 相談対応の充実
- (2) 多重債務問題に対する解決支援
- (3) 取締り及び被害拡大防止の強化
- (4) ADR（裁判外紛争解決手続）の活用

5 地方公共団体、関係機関等との連携

- (1) 他の都道府県・国との連携
- (2) 市町村・関係団体等との連携・協働

計画期間

平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間

3 社会情勢の変化

- 1 商品やサービスの欠陥等に起因する被害の拡大
- 2 全国的に食材偽装表示問題が発生
- 3 多重債務相談は減少、相談者の背後にある問題への対応
- 4 高齢者の消費者被害が増加
- 5 高度通信社会の進展に伴う消費者トラブルへの対応
- 6 平成 24 年 12 月消費者教育推進法が施行され消費者教育推進計画策定が努力義務
- 7 全ての市町村に消費生活相談体制が整備
- 8 東日本大震災津波による被災者の生活再建支援
- 9 消費者行政活性化基金は次期計画期間中も活用可能の見込み

新たな「岩手県消費者施策推進計画」（平成 27 年度からの 5 カ年計画）の策定へ

4 今後のスケジュール

平成 26 年 4 月	第 1 回岩手県消費生活審議会	・新たな「岩手県消費者施策推進計画」の策定の方向性等について
平成 26 年 10 月	第 2 回岩手県消費生活審議会	・「岩手県消費者施策推進計画（素案）」の協議
平成 26 年 12 月	パブリックコメント	・「岩手県消費者施策推進計画（素案）」パブリックコメントの実施
平成 27 年 2 月	第 3 回岩手県消費生活審議会	・「岩手県消費者施策推進計画（最終案）」の協議
平成 27 年 3 月	岩手県消費者施策推進計画 策定	